

Weekly Report

第353号
平成28年3月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から適用される主な制度(税制以外)

◎女性活躍推進法……常時雇用労働者数が301人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出などが義務付けられます(300人以下は努力義務)。

◎障害者差別解消法……障害を理由として、サービスの提供を拒否するなど「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害者から配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で「合理的配慮」を行うよう事業者は努めなければなりません。

◎障害者雇用促進法の改正……雇用分野(募集・採用、賃金の決定、教育訓練の実施など)で障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが事業主に義務付けられます(合理的配慮の提供義務)。

◎健康保険法の改正……*健康保険の標準報酬月額の上限を139万円に、標準賞与額の上限を573万円に上げます。*傷病・出産手当金の支給額の算定を「支給開始日以前の12ヵ月間の標準報酬月額を平均した額÷30日×2/3」に見直します。

◎中小企業経営承継円滑化法の改正……遺留分特例制度について、後継者が親族外でも対象になります。

◎小規模企業共済法の改正……個人事業者が親族内で事業承継した場合や65歳以上の会社役員が退任した場合の共済金の引上げなどが実施されます。

◎景品表示法の改正……商品の品質や価格が、実際よりも著しく優良・有利であると消費者が誤認する不当な表示に対して課徴金制度が導入されます。

◎特許法等の改正……*従業員による職務発明の特許の権利を企業に帰属されることが可能になります。*特許料や商標登録料の引下げなどが行われます。

26年度分における「法人企業の実態」

国税庁が公表した「平成26年度分法人企業の実態」によると、連結子法人を除く26万5774社のうち、欠損(赤字)法人数は172万9372社、その割合は66.4%(前年度比1.8ポイント減)となり、4年連続で減少しました。

また、営業収入は1538兆207億円(同3.0%増)、交際費等の支出は3兆2505億円(同5.4%増)とともに3年連続で増加し、営業収入10万円当たりの交際費等は211円でした。なお、26年度から大法人でも接待飲食費(社内接待費は除く)の50%が損金算入できるようになった影響から、交際費等支出額の損金不算入割合は27.4%(同9.9ポイント減)と大幅に減少しています。

4月のチェックポイント

*1月に住民税の「給与支払報告書」を提出後、退職などで4月1日現在在職していない社員は「給与所得者異動届出書」を、4月15日(金)までに市町村へ提出します。

*新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

*協会けんぽの健康保険料率が3月分(4月納付分)から変更した都道府県があるので確認。なお、4月から標準報酬月額47等級(121万円)の上に48~50等級が新設されます。